

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和7年12月1日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>旭川市は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)に基づき、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課徴収及び調査(犯則事件の調査を含む。)を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>1 公平・公正な課税のため、納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下この評価書において「納税者等」という。)からの申告等による賦課徴収に必要な情報の入手及び管理 2 納税告知のため、納税者等の課税情報を確認 3 徴収した税額等を把握のため、納税者等の収納情報を管理 4 督促状等の送付及び滞納処分のため、納税者等の滞納情報を管理</p>
③システムの名称	基幹税務システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、イメージファーリングシステム、滞納整理システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、所得税・個人住民税申請管理システム、庁内連携基盤、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項(利用の範囲)及び別表24の項</li><li>・番号法第9条第2項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li><li>・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条第1項(個人番号の利用範囲)及び別表第1の4の項</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「提供に関する主務省令」という。)第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) 提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項</p> <p>(情報照会の根拠) ・提供に関する主務省令第2条の表48の項 ・番号法第19条第9号</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	旭川市税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長

## 6. 他の評価実施機関

一

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市税務部税制課税制係 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-5604
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由
--------

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 30万人以上	<選択肢>
		1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

いつ時点の計数か 令和7年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満	<選択肢>
		1) 500人以上 2) 500人未満

いつ時点の計数か 令和7年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし	<選択肢>
		1) 発生あり 2) 発生なし

### III しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

### IV リスク対策

#### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[ ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ]接続しない(入手)

[ ]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [      ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	入手情報の取り扱いとして次の措置を講じていてことを踏まえ判断。 ・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・情報の取り扱いに関してセキュリティポリシーを策定済みである。 ・システムにおいてチェックディジットによる誤入力の防止機能が実装されている。		
<b>9. 監査</b>			
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="radio"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられる対策	[      ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I－4－② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)            第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)            (別表第二における情報照会の根拠)            第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)            ・番号法第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)            第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 119の項)            (別表第二における情報照会の根拠)            第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)            ・番号法第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和1年6月26日	II－1－いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	II－2－いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	I－5－② 所属長	税制課長 那須 秀昭	税制課長	事後	
令和1年6月26日	IV－リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号)別表第1の4の項	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号)第3条及び別表第1の4の項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和1年6月26日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和1年6月26日	II-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	II-2-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85 の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</li> <li>・番号法第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85 の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</li> <li>・番号法第19条第9号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</li> </ul>	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-1-② 事務の概要	<p>旭川市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下この評価書において「番号法」という。)の規定に従って、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法等の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を税総合オンラインシステム等により取り扱う。また、この事務においては、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下この評価書において「納税者等」という。)からの申告及び届出等により、賦課徴収に必要な情報を入手し、管理する。</li> <li>・納税告知のため、納税者等の課税情報を確認する。</li> <li>・徴収した税額等を把握するため、納税者等の収納情報を管理する。</li> <li>・滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、納税者等の滞納情報を管理する。</li> </ul>	<p>旭川市は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)に基づき、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課徴収及び調査(犯則事件の調査を含む。)を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公平・公正な課税のため、納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下この評価書において「納税者等」という。)からの申告等による賦課徴収に必要な情報の入手及び管理</li> <li>2 紳税告知のため、納税者等の課税情報を確認</li> <li>3 徴収した税額等を把握のため、納税者等の収納情報を管理</li> <li>4 督促状等の送付及び滞納処分のため、納税者等の滞納情報を管理</li> </ol>	事後	
令和7年12月1日	I-1-③ システムの名称	税総合オンラインシステム、eLTAXシステム・国税連携システム、イメージファーリングシステム及び徴収システム	基幹税務システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、イメージファーリングシステム、滞納整理システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、所得税・個人住民税申請管理システム、庁内連携基盤、サービス検索・電子申請機能	事前	標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号)第3条及び別表第1の4の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用の範囲)及び別表24の項</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> <li>・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条第1項(個人番号の利用範囲)及び別表第1の4の項</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</li> </ul>	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に該当しない。
令和7年12月1日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</li> <li>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)</li> <li>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</li> <li>・番号法第19条第9号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</li> </ul>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「提供に関する主務省令」という。)第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) 提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項</p> <p>(情報照会の根拠) ・提供に関する主務省令第2条の表48の項 ・番号法第19条第9号</p>	事後	法改正に伴う改正であり、重要な変更に当たらない
令和7年12月1日	I-7 請求先	旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目4 6番地(総合庁舎1階) 電話番号 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4 8番地 電話番号 0166-25-6012	事後	新庁舎移転に伴う修正 機構改革に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-8 連絡先	旭川市税務部税制課税制係 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目4 6番地(総合庁舎2階) 電話番号 0166-25-5604	旭川市税務部税制課税制係 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4 8番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-5604	事後	新庁舎移転に伴う修正
令和7年12月1日	IV-2~8 (IV-6を除く)	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 の解説等に基づき見直し
令和7年12月1日	IV-6 情報提供ネットワーク システムとの接続	[○]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事後	文言整理等に伴い、講じてい る措置について改めて明記す るもの
令和7年12月1日	IV-8一人為的ミスが発生す るリスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事後	様式の見直しに伴うもの
令和7年12月1日	IV-8-判断の根拠	(新設)	書面(紙)による入手情報の取り扱いとして次の 措置を講じていることを踏まえ判断。 ・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除 を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの 無いよう、二人以上の担当者によるダブル チェックを実施する。 ・情報の取り扱いに関してセキュリティポリシー を策定済みである。 ・システムにおいてチェックディジットによる誤入 力の防止機能が実装されている。	事後	様式の見直しに伴うもの
令和7年12月1日	IV-10-従業者に対する教 育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	様式の見直しに伴うもの
令和7年12月1日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策	(新設)	[○]全項目評価または重点項目評価を実施す る	事後	様式の見直しに伴うもの